

令和2年度子育て世帯への臨時特別給付金のご案内



子育て世帯の生活を支援するために一時金を支給します！

はじめに・・・申請は必要ですか？

今回、支給を受けるにあたって、改めて申請は不要です。

※この支給を**希望しない場合**等は、**5月27日**までに、**担当へご連絡ください。**

希望しない場合は、電話等での確認後、受給拒否の届出書と返信用封筒を個別に郵送しますので、必要事項を記入し、担当へご郵送ください。

1. だれがもらえるの？（支給対象者）

令和2年4月分（3月分を含む）の児童手当（本則給付）を受給している方です。

（※特例給付の方は児童手当の本則給付ではないため、対象に含まれません。）

2. うちの子は、対象になるの？（対象児童）

児童手当（本則給付）の令和2年4月分の対象となる児童です。

（平成16年4月2日生まれから令和2年3月31日生まれ）

※令和2年3月分の児童手当（本則給付）の対象となっている（3月時点で中学3年生の学年）児童も対象となります。

3. いくらもらえるの？（給付額）

対象児童1人につき、1万円です。

4. いつもらえるの？（支給時期）

令和2年6月3日（水）に支給します。

以降に、入金確認ができなかった場合には、お問い合わせください。

5. どんなかたちでもらえるの？（支給方法）

令和2年4月分（3月分を含む）の児童手当を受給している口座に振り込みます。

【ご注意ください】

※児童手当の支給に当たって指定していた口座等を解約等しており、給付金の支給に支障が生じる恐れがある場合は、児童手当の振込指定口座の変更手続等をお願いします。

※上記につきましては、**令和2年5月27日**までに必ずご対応をお願いします。

※当該口座の変更等に支障がある場合には、必ず**令和2年5月27日**までに担当へご連絡ください。

裏面に続きます。必ずご確認ください！

申請は不要です。
美浜町では、6月3日に支給します。

美浜町

子育て世帯

①給付金のご案内を送付します。

②口座変更、受給希望しない場合は、
5月27日までに下記担当へ電話連絡をお願いします。

【口座変更や受給拒否の場合】
必要書類と返信用封筒を個別に郵送しますので、
必要事項を記入し、担当へご郵送ください。

③児童手当登録銀行口座等へ振り込みます。

こんなときはどうなるの？

Q. 引っ越した場合には、給付金の振込はどうなりますか？

A. 「令和2年度子育て世帯への臨時特別給付金」は、基準日（令和2年3月31日）時点での居住市町村（特別区含む）から支給されますので、4月1日以降転居された方は、転出元の市町村にお問い合わせください。

※3月に中学3年生の児童については、令和2年2月29日時点での居住市町村から支給されます。

Q. DV被害により子どもとともに避難していますが、どうなりますか？

A. 令和2年4月分の児童手当の支給を配偶者（DV加害者）が受けている場合についても、美浜町で子育て世帯への臨時特別給付金の支給を受けることができる場合がありますのでなるべく早くご相談ください。住民票を動かす必要はなく、配偶者のいる市町村に連絡する必要もありません。子育て世帯への臨時特別給付金を支給する場合、他方の配偶者等は支給を受けられません。

Q. 子どもが児童養護施設等へ入所中なのですが、どうなりますか？

A. 児童養護施設等に支給することになります。



★美浜町ホームページ(<http://www.town.aichi-mihama.lg.jp>)にて、『令和2年度子育て世帯への臨時特別給付金のご案内』を掲載しています。

口座登録の変更や受給を辞退する方は、届出書をホームページからダウンロードにより利用して頂くことも可能です。

お問い合わせ

「子育て世帯への臨時特別給付金」窓口

担当 美浜町役場健康・子育て課（美浜町保健センター内）

電話：0569-82-1111（内線262・222）

注意：「子育て世帯への臨時特別給付金」に関する“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください。

ご自宅や職場などに美浜町から問い合わせを行うことがありますが、ATM（現金自動預払機）の操作をお願いすることや、支給のための手数料などの振り込みを求めることは絶対にありません。

もし、不審な電話がかかってきた場合にはすぐに美浜町の窓口又は最寄りの警察にご連絡ください。